

各
〔 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 〕 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「医療法施行規則の一部を改正する省令」の公布等について（通知）

令和 7 年度税制改正の大綱（令和 6 年 12 月 27 日閣議決定）に基づき、社会医療法人の認定、持分の定めのある医療法人から持分の定めのない医療法人へ移行しようとする医療法人の移行に関する計画の認定を行った医療法人（以下「認定医療法人」という。）の認定及び特定医療法人の承認の要件について、所要の見直しを行うこととなりました。

これに伴い、本年 3 月 31 日付けで、「医療法施行規則の一部を改正する省令」（令和 7 年厚生労働省令第 42 号。以下「改正省令」という。）が公布されるとともに、「租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準等の一部を改正する告示」（令和 7 年厚生労働省告示第 131 号。以下「改正告示」という。）が告示されました。

この省令等の内容は下記のとおりですので、貴職におかれてはこれを十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に周知をお願いいたします。

記

第 1 改正省令について

- （1） 「医療保健業務」について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務並びに医療法第 42 条各号に掲げる業務（医業その他これに類する業務、介護サービスに係る業務及び障害福祉サービス等に係る業務に限る。）と定義する。
- （2） 社会医療法人の本来業務に係る費用の額が経常費用の額の 100 分の 60 を超えることとの認定要件について、分子の本来業務に係る費用の額を経常的なものに限ることを明示し、分母を「当該医療法人の全ての業務に係る費用の額（経常的なものに限る。）」とした上で、当該要件の下限となる割合を 100 分の 63 とする。
- （3） 社会医療法人の社会保険診療等に係る収入金額の合計額が全収入金額の 100 分の 80 を超えることとの要件について、分子に「補助金等に係る収入金額のうち医療保健業務に係るもの」を追加し、分母を「医療保健業務に係る収入金額（補助金等に係る収入金額のうち医療保健業務に係るものを含むものとし、経常的なものに限る。）」とする。
- （4） 社会医療法人の医療診療による収入金額が患者のために直接必要な経費の額に 100 分の 150 を乗じて得た額の範囲内であることとの要件について、分子を「病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に係る収入金額（補助金等に係る収入金額の

うち当該業務に係るものを含むものとし、経常的なものに限る。）」とし、分母を「当該業務に係る費用の額（経常的なものに限る。）」とする。

- (5) 認定医療法人の収入要件についても、(3) 及び (4) と同様の改正を行う。
- (6) その他所要の改正を行う。

第2 改正告示について

- (1) 「医療保健業務」について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務並びに医療法第42条各号に掲げる業務（医業その他これに類する業務、介護サービスに係る業務及び障害福祉サービス等に係る業務に限る。）と定義する。
- (2) 特定医療法人の社会保険診療等に係る収入金額の合計額が全収入金額の100分の80を超えることとの要件について、分子に「補助金等に係る収入金額のうち医療保健業務に係るもの」を追加し、分母を「医療保健業務に係る収入金額（補助金等に係る収入金額のうち医療保健業務に係るものを含むものとし、経常的なものに限る。）」とする。
- (3) 特定医療法人の医療診療による収入金額が患者のために直接必要な経費の額に100分の150を乗じて得た額の範囲内であることとの要件について、分子を「病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に係る収入金額（補助金等に係る収入金額のうち当該業務に係るものを含むものとし、経常的なものに限る。）」とし、分母を「当該業務に係る費用の額（経常的なものに限る。）」とする。
- (4) その他所要の改正を行う。

第3 施行期日等

1 施行期日等

改正省令は、令和7年4月1日から施行すること。また、改正告示についても令和7年4月1日から適用すること。

2 経過措置

第1及び第2については、医療法人の令和7年4月1日以降に始まる会計年度について適用し、医療法人の同日前に始まる会計年度については、なお従前の例によること。

第4 関係通知の改正

改正省令等の施行に伴う医療法人関係の通知の改正については、別途行うこと。